

平成25年度における情報公開実施状況等について

佐渡市情報公開条例第 19 条および佐渡市個人情報保護条例第 36 条の規定により、平成 25 年度の情報公開実施状況および個人情報保護制度運用状況を公表します。

1 情報公開請求の状況

実施機関名	請求件数	請求取下げ	決定状況			不服申立て
			全部公開	部分公開	非公開	
市長部局	65 件		35 件	19 件	11 件	1 件
教育委員会	8 件	1 件	5 件	1 件	1 件	
消防	1 件		1 件			
計	75 件	1 件	42 件	20 件	12 件	1 件

表中「不服申立て」のご説明

情報公開請求に係る公文書は保有していないことを理由として市が非公開決定を行ったことに対し、この決定を取り消し、公開することを求められたものです。条例に基づき、佐渡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した結果、非公開決定は妥当との答申があったため、不服申立てを棄却しました。

下記はその経緯です。

諮問日 平成 25 年 9 月 20 日

第 1 回審査 平成 25 年 10 月 25 日

第 2 回審査 平成 25 年 11 月 7 日（同日答申）

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関名	請求件数	決定状況		
		全部開示	部分開示	不開示
市長部局	17 件	15 件	0 件	2 件
計	17 件	15 件	0 件	2 件

3 個人情報業務の登録について

佐渡市個人情報保護条例第 7 条の規定により、市が住民の個人情報を取得する事務を行うときは、佐渡市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その答申に基づき、個人情報業務を登録することになっています。

(1)平成 25 年度の審議会の開催状況

平成 25 年 5 月 31 日 委員 5 名により審議
平成 25 年 8 月 6 日 委員 7 名により審議
平成 26 年 3 月 18 日 委員 5 名により審議

(2)平成 25 年度の個人情報業務の登録状況

平成 25 年度に審議会からの答申（承認）を受け、登録した個人情報業務は、次のとおりでした。
臨時福祉給付金支給事務（社会福祉課） 平成 26 年 3 月 18 日新規登録

(3)その他審議事項

現在の制度の妥当性等について審議し、他市の状況等も踏まえ、引き続き検討することとなりました。

お問い合わせ 市役所総務課 法規係 ☎ 63-3111